第九十九条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。以下この項において同じ。）を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

一　傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

二　傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

3　前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百二条中「として、一日につき、標準報酬日額の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第九十九条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の支給について準用する。

第百三条第一項を次のように改める。

出産手当金を支給する場合（第百八条第三項又は第四項に該当するときを除く。）においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる出産手当金の額（同条第二項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書の規定により算定される出産手当金の額との合算額）が、第九十九条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第百三条第二項中「支払われた傷病手当金」の下に「（前項ただし書の規定により支払われたものを除く。）」を加える。

第百八条第一項中「負傷し、又は出産した」を「又は負傷した」に、「傷病手当金又は出産手当金を」を「傷病手当金を」に改め、同項ただし書中「傷病手当金又は出産手当金の」を「第九十九条第二項の規定により算定される」に改め、「少ないとき」の下に「（第百三条第一項又は第三項若しくは第四項に該当するときを除く。）」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「当該傷病手当金の額（第一項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）」を「第九十九条第二項の規定により算定される額」に改め、同項ただし書中「ときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額）」を「場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額と当該障害手当金の額との差額その他の政令で定める差額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項ただし書中「が、傷病手当金の額（前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する差額との合算額）」を「（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第九十九条第二項の規定により算定される額」に、「その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額）」を「当該額と次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額との差額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　障害年金の額

二　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　出産手当金の額（当該額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額及び前項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額（当該合算額が第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

第百八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

第百九条第一項中「前条第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項ただし書中「同項ただし書」を「同条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書又は第四項ただし書」に改める。

第百十条第三項及び第百三十一条第一項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第百五十条第一項中「、健康診査その他の」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る」に改め、「被保険者等」という。）の」の下に「自助努力についての支援その他の被保険者等の」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「行う」の下に「被保険者等の」を加え、「必要な指針を公表する」を「、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「当該事業」を「これらの事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　保険者は、前項の事業を行うに当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第百五十三条第一項中「千分の百六十四」を「千分の百三十」に改める。

第百六十条第一項中「千分の百二十」を「千分の百三十」に改める。

第二百五条の三の次に次の一条を加える。

（基金等への事務の委託）

第二百五条の四　保険者は、第七十六条第五項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。第一号において同じ。）及び第八十八条第十一項（第百十一条第三項及び第百四十九条において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

一　第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務（第七十六条第五項及び第八十八条第十一項に規定する事務を除く。）